

第201200189689号
平成25年3月22日

鳥取商工会議所会頭
倉吉商工会議所会頭
米子商工会議所会頭
境港商工会議所会頭
鳥取県商工会連合会会長
鳥取県中小企業団体中央会長
公益財団法人鳥取県産業振興機構理事長
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター理事長

様

鳥取県商工労働部長
(公印省略)

鳥取県経営革新計画支援補助金の交付申請に際し審査会による審査を要しない場合の基準
について（通知）

このことについて、鳥取県経営革新支援補助金交付要綱（平成15年9月9日付産開第240号鳥取
県知事通知）第4条第3項に定める基準は、別添のとおりとしますので、御承知ください。

なお、これに伴い、鳥取県経営革新計画支援補助金の交付申請に際し変更承認申請が必要な基準につ
いて（平成23年5月12日付第201100010265号商工労働部長通知）は平成25年3月
22日付けで廃止します。

【問合せ先】

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県商工労働部産業振興総室新事業開拓室 和田
電話：0857-26-7690
ファクシミリ：0857-21-0609
電子メール：wadaa@pref.tottori.jp

鳥取県経営革新計画支援補助金の交付申請に際し審査会による審査を要しない場合の基準

(平成25年3月22日付第201200189689号商工労働部長通知)

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第9条の規定に基づき承認を受けた経営革新計画（申請中の経営革新計画を含む。以下「計画」という。）の実施に際し、鳥取県経営革新計画支援補助金（平成15年9月9日付産開第240号鳥取県知事通知。以下「補助金」という。）の交付申請を行う場合において、以下のいずれにも該当しない場合は、審査会による審査を要しないものとする。

- 1 当該計画において、初めて補助金の交付申請を行う場合
- 2 当該計画において、過去に補助金の交付決定を受けた者が、再度補助金の交付申請（変更申請を含む。）を行う場合で、以下のいずれかに該当し、計画遂行のために適切な対策を講じることが必要な場合
 - (1) 合併、分割、事業承継、本社移転などにより、計画に重大な影響が生じた場合
 - (2) 計画申請書別表2「実施計画と実績」の実施項目が計画どおり実施されていない場合
 - (3) 計画に新たな事業を追加する場合
 - (4) 計画の一部の事業を休止又は廃止する場合
 - (5) 計画期間の延長又は短縮する場合
 - (6) 計画申請書別表3「経営計画及び資金計画」の直近決算期における以下のア～エに掲げる項目の実績（直近決算から6ヶ月以上経過している場合は、今期決算見込みも考慮する）が、計画を著しく下回る場合として、それぞれ以下に該当する場合
 - ア「売上高」・・・実績額が計画額を30%以上下回る場合
 - イ「付加価値額」・・・実績額が計画額を40%以上下回る場合
 - ウ「経常利益」・・・実績額が計画額を50%以上下回る場合
 - エ「従業員数」・・・実績数が計画数を30%以上下回る場合（ただし、減少人数が10人未満の場合を除く。）
 - (7) その他、経営に重大な影響を及ぼす事象が生じた場合、又は、重大な影響を及ぼすことが確実な場合
 - (例)・主要取引先との取引停止があったとき。
 - ・大口の貸し倒れが生じたとき。
 - ・大災害に起因する損害があったとき。